

# PTA のしおり

Parent-Teacher Association

杉並区立高井戸東小学校 PTA



## 改定履歴

| 日付               | 内容                                                                                     | コメント |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 2019 年 3 月       | 改訂                                                                                     |      |
| 2020 年 10 月 10 日 | 書式更新                                                                                   |      |
| 2021 年 3 月 31 日  | 会費の変更を反映、その他文言等微修正                                                                     |      |
| 2021 年 6 月       | 区民センター協議会運営委員の選定人数修正                                                                   |      |
| 2021 年 12 月      | 地区班編成の変更を反映<br>「がくぷり」への移行に伴い参照先等の記述を変更<br>委員選出の特例の対象者を追記、明確化<br>2.2.1 に地域専門委員長の活動内容を追記 |      |
| 2023 年 3 月       | 現状に則した文言に修正                                                                            |      |
| 2023 年 6 月       | 会費の変更を反映<br>2.12. 「がくぷり」の管理と運用を追記<br>2.13. PTA サークルを追記                                 |      |
| 2024 年 3 月       | 地区班編成の変更を反映<br>杉小 P 協分区再編を反映                                                           |      |
| 2024 年 10 月      | 3.1. 5 組新設に伴う項目を追加<br>会費の変更を反映、その他、文言など微修正                                             |      |

## 目次

|                  |   |
|------------------|---|
| 1. はじめに          |   |
| 1.1. PTA とは      | 1 |
| 1.2. 目的          | 1 |
| 1.3. 会員          | 1 |
| 1.3.1. 「一子一委員」制度 | 1 |
| 1.3.2. 特例        | 1 |
| 1.4. 組織図         | 2 |
| 2. PTA 活動        |   |
| 2.1. 総会          | 3 |
| 2.2. 役員会         | 3 |
| 2.2.1. 役員        | 3 |
| 2.2.2. 役員の選出について | 4 |
| 2.3. 運営委員会       | 4 |
| 2.4. 常任委員会       | 5 |
| 2.5. 高東サポーターズ    | 5 |
| 2.6. 学級会         | 5 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 2.7. 専門委員会                     | 5  |
| 2.7.1. 学級専門委員会                 | 5  |
| 2.7.2. 広報専門委員会                 | 6  |
| 2.7.3. 地域専門委員会                 | 6  |
| 2.8. 地区                        | 6  |
| 2.8.1. 地区班会                    | 6  |
| 2.8.2. 地区班                     | 6  |
| 2.8.3. 地区班編成表                  | 7  |
| 2.8.4. 地区班の変更（分割・統廃合）          |    |
| 2.9. 選挙管理委員会                   | 8  |
| 2.10. 派遣委員                     | 8  |
| 2.11. PTA 会費                   |    |
| 2.12. 「がくぷり」の管理と運用             |    |
| 2.13. PTA サークル                 | 8  |
| 3. その他                         |    |
| 3.1. 特別支援学級「5 組」の PTA 参加について   |    |
| 3.2. 杉小 P 協（杉並区立小学校 PTA 連合協議会） | 8  |
| 3.3. 杉並 P 協組織運営図               | 9  |
| 3.4. その他                       | 10 |
| 3.3.1. 高井戸青少年育成委員会（育成会）        | 10 |
| 3.3.2. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連）   | 10 |
| 3.3.3. 地域子育てネットワーク事業           | 10 |
| 3.3.4. 高井戸地域区民センター協議会          | 10 |
| 3.3.5. 震災救援所連絡協議会              | 10 |
| 3.4. 非加入・退会                    | 10 |

## 1. はじめに

本 PTA のしおりは、PTA 規約に基づき、活動を円滑にするための参考として作成されたものです（詳細は PTA 規約等の各種規定ご参照）。

### 1.1. PTA とは

P は Parent（保護者）、T は Teacher（教員）、A は Association（つながり）の頭文字です。PTA は保護者と教員が子供たちのために協力する任意団体です。

### 1.2. 目的

保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会での児童の健やかな成長をはかることを目的に、一緒に学習し活動します。その内容は、以下の通りです。

1. 子供に関する生活指導。
2. 地域の教育条件の向上のためのもの、例えば遊び場、交通安全対策、公害など。
3. 会員の教養を高めるためのもの。
4. PTA 自身の問題。PTA の運営や活動や集会などをより望ましいものとするための相互学習など。

### 1.3. 会員

高井戸東小学校 PTA では、在籍児童の保護者とそれに代わる者、ならびに教員が入会の対象となります。あくまでも任意での加入になりますが、皆さまのご参加、ご協力を心からお願いいたします。

#### 1.3.1. 「一子一委員」制度

役員及び各委員を公平かつスムーズに決め、たくさんの保護者が PTA 活動に参加することを目的としています。これにより、6 年間でほぼすべてのご家庭・会員に何らかの活動に参加いただくこととなり、PTA 活動の円滑な運営が可能となります。

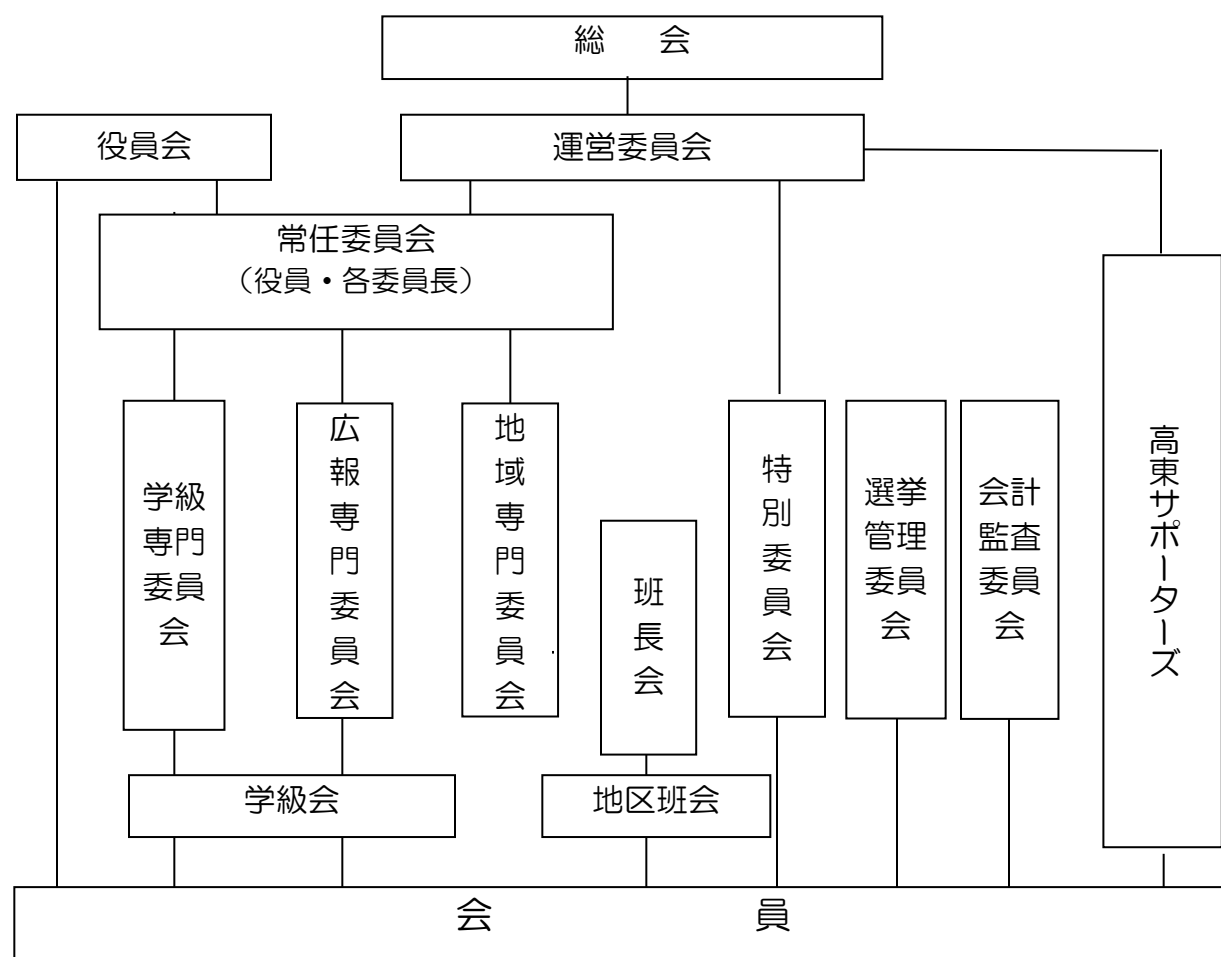
＊複数の児童がいる家庭の場合

一子一委員〔一人の児童につき委員を一つ〕であり、早い日程で行われる学級会が優先されます。

#### 1.3.2. 特例

役員（2.2.1. 役員ご参照）または高井戸地域区民センター協議会運営委員の経験者は、申し出た場合、兄弟姉妹すべてのお子さんに対してすべての委員を免除されます。また、学級専門委員長および広報専門委員長については、次年度の委員選出を免除されます。

## 1.4. 組織図



## 2. PTA 活動

PTA 活動の母体となるのは学級会と地区班会です。学級会は学級の保護者と担任の教員によって構成され、地区班会は地区の保護者によって構成されます。

### 2.1. 総会

PTA 活動の最高議決機関であり、各議案を審議し、出席者の過半数の賛成により可決すれば活動に移すことができます。総会は会員の 3 分の 1 以上の出席（委任状を認める）がないと成立しません。

また、運営委員会が認めた時、あるいは会員の 10 分の 1 以上の要求があれば、臨時総会が開かれます。

### 2.2. 役員会

会長、副会長、書記、会計、地域専門委員長によって構成されます。役員会は高井戸東小学校 PTA の基本方針や運営の方法を協議し、その上で運営委員会に提出するための議案を作ります。

#### 2.2.1. 役員

PTA 活動が円滑に行われるように配慮し運営にあたります。予算案作成、決算報告を総会で行い、PTA の事務の処理をします。

#### <活動内容>

##### 1 会長

1. PTA 及び役員全体を統括し、最終決定を行います。
2. 入学式、卒業式、歓送迎会等の式典に出席し、代表として挨拶します。
3. 総会、運営委員会の招集を会長名で行います。
4. 杉小 P 協出席と連絡を担います。
5. その他

##### 2 副会長

1. 会長の補佐及びその代行をします。
2. 総会開催の準備（役割分担等の指揮）、案内等を準備します。
3. 運営委員会の企画、運営、実施を行います。
4. 役員経験歴等を含む PTA 会員の個人情報の管理を行います。
5. 新会員の登録及び情報管理を行い、委員との橋渡しを担います。
6. 会員の慶弔関連の対応を行います。
7. PTA 活動に関わる教職員及び外部との交流をはかるための窓口となります。
8. 杉小 P 協出席と連絡を担います。
9. 対外的な会議に出席します。（高井戸青少年育成委員会等）
10. 青少年育成委員（→ 3.3.1. 高井戸青少年育成委員会（育成会）参照）になります。
11. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連）（3.3.2. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連））に出席します。

### 3 書記

1. 各種挨拶状の作成、その他の書類を作成する事務処理を行います。
2. 各種会議（総会、運営委員会等）の案内と会議録の作成報告をし、「がくぷり」に掲載します。
3. 役員会発行の配布物を作成し、「がくぷり」を随時更新します。
4. 新入生及び転入生用の資料の準備を行います。

### 4 会計

1. PTA 会費の集金にかかる手続きを行います。
2. 支払い等にかかる金銭出納を記録し、年度末に会計監査を受け総会に報告します。
3. PTA 活動に伴う消耗品の管理を行います。
4. 杉小 P 協分担金等各種支払いの手続きを行います。

### 5 地域専門委員長

1. 地域と学校のパイプ役として町内会主催イベントのとりまとめをします。
2. 班長会の企画・運営・実施などを行い、地区班活動のサポートをします。
3. ピーボくん 110 番プレート、防犯ポスター、自転車防犯プレートの募集・管理のとりまとめをします。
4. 防犯パトロール用腕章の管理をします。
5. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連）（3.3.2. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連））に出席します。

#### 2.2.2. 役員の選出について

PTA 規約、PTA 役員選出規定、第 1 章役員の選出をご参照下さい。

選出にあたって、当該年度の事情によっては運営委員会代表者の承認を得て互選会において役員人数を追加することができます。

注 1) 当該年度の事情とは・・・

高井戸地域区民センター協議会（3.3.4. 高井戸地域区民センター協議会）の運営委員当番校に当たる年度（5 年に 1 回）

杉小 P 協の役員・分区長の当番校に当たる年度などです。これらの年は、役員の人数を特に考慮する必要があります。

注 2) 運営委員会代表者とは・・・

互選会前に、その年度の運営委員の中から代表者を選出し、互選会に参加してもらいます。（代表者の人数は限定しません）

#### 2.3. 運営委員会

- ・運営委員会は総会で議決した方針に従いつつ、総会につぐ決定権をもち PTA の運営にあたります。
- ・役員全員と、各学級の学級専門委員、学級専門委員長、広報専門委員長、選挙管理委員長、学校担当教員で構成されます。オブザーバーとして学校支援本部にもご出席いただいています。
- ・必要に応じて開催し、各委員会報告、各種問題の審議調整を行います。

#### 2.4. 常任委員会

- ・常任委員会は運営委員会に諮る事項や役員会で議論された事項のうち各専門委員会と関連する事項等につ

いて協議します。

- ・ 常任委員会は、役員全員と学級専門委員長、広報専門委員長、選挙管理委員長で構成されます。
- ・ 常任委員会は、審議の必要に応じ不定期に行い、原則として運営委員会と同時に開催されます。

## 2.5. 高東サポーターズ

高東サポーターズは、学校の各種行事の運営に際して、会員からお手伝いのボランティアを募り、当該行事の円滑な運営を図るためのシステムです。

### ※応募方法

「がくぷり」より、該当の行事を選択し、ご登録ください。登録する行事については、都度 PTA よりご案内いたします。

## 2.6. 学級会

運営委員会また各委員会から提示された議題の話し合いをし、各会員からの意見要望を話し合う場です。また、会員相互の理解と親睦をはかり、また保護者と教員の交流の場になります。

学級会を動かすのは各学級の会員です。その中心となる 3 名の学級委員（学級専門委員 2 名→2.7.1. 学級専門委員会／広報専門委員 1 名→2.7.2. 広報専門委員会）を選びます。

### <学級委員の活動内容>

1. 会員の声を引き出し、まとめ、実際活動に移すという学級 PTA 活動の中心になります。
2. 学級会の通知・学級内の連絡をします。
3. 懇親会等の会を設けます。
4. 各専門委員会への参加（学級専門委員会・広報専門委員会）をします。

## 2.7. 専門委員会

### 2.7.1. 学級専門委員会

各学級より 2 名ずつ選出された委員の中から、委員長、副委員長、会計を決めます。

### <活動内容>

1. 委員長・副委員長は年に数回の E 分区の学級専門委員会・PTA 活動セミナーに出席します。
2. 学級専門委員各学級 1 名以上が運営委員会に出席し、学級とのパイプ役になります。
3. 懇親会の開催等、学級におけるとりまとめ役となります。
4. 会員相互の親睦をはかると同時にみんなで学び合う場として、各種催しの企画運営に関わります。（給食試食会、講演会、講習会、スポーツ大会等）
5. PTA 行事・学校行事への参加と協力。
6. 学級活動費の管理。  
＊ 学級活動費・・・1 学級当たりの活動費の上限額は毎年の PTA 総会で決議され、各学級に割り当てられます。
7. 学級会の持ち方、活動の仕方等の話し合いのため、必要に応じ委員会を開きます。

### 2.7.2. 広報専門委員会

各学級より 1 名ずつ選出された委員の中から、委員長・副委員長・会計を決めます。

### <活動内容>

1. 委員長・副委員長は年に数回の E 分区の広報専門委員会・PTA 活動セミナーに出席します。



2. 委員長は運営委員会に出席します。
3. PTA の広報活動として、広報紙の発行やホームページへの掲載にあたります。
4. 広報紙は、子供たちの学校生活にかかわる特集記事や PTA の活動を会員に知らせ、時には会員の声を求めるなどしながら、PTA 会員同士の相互理解を深めてもらえるように努めます。
5. PTA 行事・学校行事への参加と協力。

### 2.7.3. 地域専門委員会

1～5 年生となる各学級より 1 名ずつ選出された委員の中から、副委員長 3 名、会計 1 名を決めます。

#### <活動内容>

1. 委員長・副委員長は年に数回の E 分区の地域専門委員会・PTA 活動セミナーに出席します。
2. 委員長は運営委員会に出席します。
3. 地域と学校のパイプ役になります。  
(交通安全教室・ラジオ体操・高井戸第六天神社 御祭礼など)
4. 「ピーポくん 110 番」プレート、防犯ポスター、自転車防犯プレートなどの募集と管理をします。
5. 防犯パトロールに関する統括を行います。
6. 委員長は地域教育連絡協議会（地教連）（3.3.2. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連）参照）に出席します。

## 2.8. 地区

### 2.8.1. 地区班会

- ・児童の校外生活が健全であるように活動し、児童の縦のつながりを強めていくようにします。
- ・運営委員会及び班長会から提示された議題の話し合いをします。また、各会員からの意見要望を話し合う場です。
- ・地区班の班長は班ごとの話し合いで選びます。

#### <班長の活動内容>

1. 班長会に出席します。
2. 班活動においてまとめ役になります。
3. 地区班活動費を管理します。

＊ 地区班活動費…児童 1 人当たりの活動費は、毎年期初 of PTA 総会で決議され、各地区班に割り当てられます。主に子供会等に使われます。

### 2.8.2. 地区班

地域との連携を深めるため各家庭の居住地別に下記地区班に分けられています。それぞれの班長、副班長を中心に防犯パトロール、子供会などの活動を行なっています。

### 2.8.3. 地区班編成表

| 地区班     |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 高井戸東1-① | 高井戸東1丁目 1番1～23号、45号～<br>下高井戸5丁目 12～13番、14番1～10号 |
| 高井戸東1-② | 高井戸東1丁目 2～6番<br>下高井戸5丁目 14番11～16号、15～16番        |
| 高井戸東1-③ | 高井戸東1丁目 1番25～43号、7～15番                          |
| 高井戸東1-④ | 高井戸東1丁目 17～27番、29番(1、2号のみ)、31番(パークシティA棟～G棟のみ)   |
| 高井戸東1-⑤ | 高井戸東1丁目 29～31番(パークシティA棟～G棟を除く)                  |
| 高井戸東2-① | 高井戸東2丁目 3～5番                                    |
| 高井戸東2-② | 高井戸東2丁目 1～2番、6～8番                               |
| 高井戸東2-④ | 高井戸東2丁目 10～14番                                  |
| 高井戸東2-⑤ | 高井戸東2丁目 9番、15～22番<br>高井戸東1丁目 16番                |
| 高井戸東2-⑦ | 高井戸東2丁目 23～30番                                  |
| 浜田山1    | 浜田山2丁目 1～10番                                    |
| 浜田山2    | 浜田山2丁目 11～24番                                   |
| 上高井戸1   | 上高井戸3丁目 3～9番                                    |
| 上高井戸2   | 上高井戸3丁目 10～12番                                  |
| 上高井戸3   | 上高井戸3丁目 1～2番                                    |
| 下高井戸1   | 下高井戸5丁目 9番1～29号                                 |
| 下高井戸2   | 下高井戸5丁目 18～20番、21番16号、20～23号、22～26番             |
| 下高井戸3   | 下高井戸5丁目 1～8番、21番1～13号、24～34号                    |
| 下高井戸4   | 下高井戸5丁目 9番30号～、10～11番                           |
| 不明      | ※PTA 役員よりメールにてご連絡いたします。                         |

班名の欠番は現在合併によりなくなっている班となります。

※ 学区外の方は上記に該当する住所がない場合、通学路またはコース別下校路に一番近い班になります。

### 2.8.4. 地区班の変更（分割・統廃合）

班長は、該当する地区班の過半数の同意がある場合、地域委員長に報告の上、統廃合を検討することができます。最終的な決定は運営委員会で決議します。

## 2.9. 選挙管理委員会

6年生の各学級で、卒業により PTA を退会する会員各 2 名以上を原則として選出し、その中から委員長・副委員長を決めます。

＜活動内容＞

1. 委員長は必要に応じて運営委員会に出席します。
2. 役員選出に関する一切の業務を遂行します。
3. 「役員候補者選出のための学年会」、「互選会」を開催し、その進行役を務めます。

## 2.10. 派遣委員

不定期に行政、その他から要請があり、委員を PTA から出す場合があります、選出方法は運営委員会で話し合われます。派遣委員は必要に応じて運営委員会に出席することができます。

## 2.11. PTA 会費

会費は 1 家庭につき年額 2,000 円とします。総会後にゆうちょ銀行口座引き落としにて集金されます。

※引き落とし明細には、引き落とし手数料 10 円、PTA 会費 1,990 円、と表記されます。

※教師会員は一会員当たり 1,800 円とします。

会費は、総会で承認された予算書に基づいて PTA 活動費・備品購入等に使用され、年度末の会計監査結果は、次年度の総会で報告されます。

※PTA 活動総合補償制度に加入しています。

PTA 主催・共済の各種行事に参加される皆様に対する補償を行うと共に、PTA 活動から発生した第三者に対する賠償責任まで幅広く補償されます。（保険料は PTA 会費に含まれます。）

事故が発生した場合、直ちに PTA 問い合わせメール（ptatakahigashi@gmail.com）を通じて PTA 役員までご連絡ください。

## 2.12. 「がくぷり」の管理と運用

「がくぷり」のデータ管理は、PTA 会長の責任の下、役員が行います。

運用は、会長の指名を受けた役員が行います。

また、役員会による PTA 活動における必要性を認められた場合には、役員以外が運用することができます。

## 2.13. PTA サークル

PTA サークルは毎年度 4 月に代表者を報告し、年度末に 1 年間の活動報告書を役員に提出する必要があります。PTA 会員がいなくなってしまったサークルは、役員に報告をすることになっています。

# 3. その他

## 3.1. 特別支援学級「5 組」の PTA 参加について

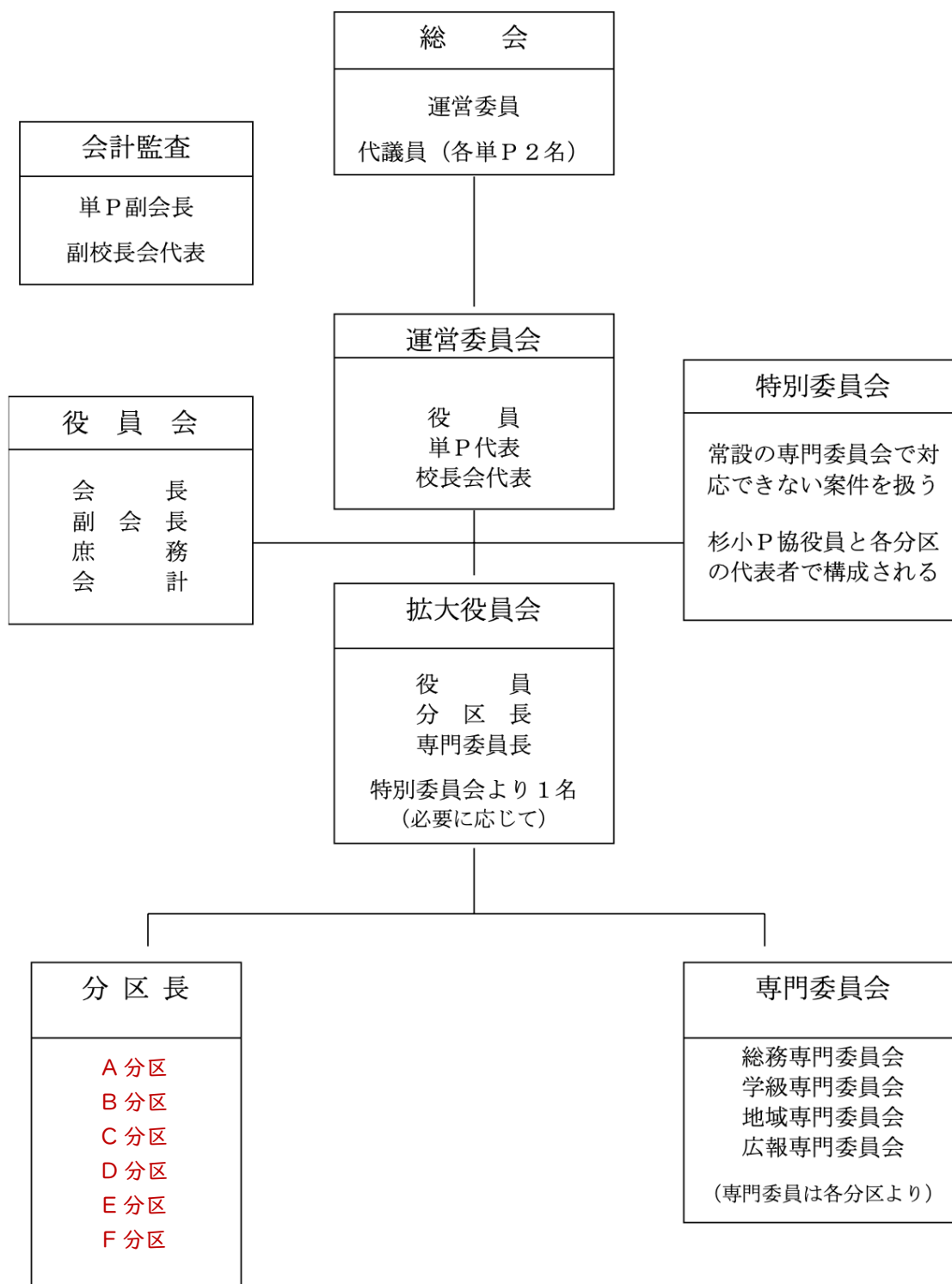
- ・2024 年度より、特別支援学級「5 組」が創設されました。5 組の PTA 会員の活動・参加については、PTA 活動による負担の軽減を目的とし、前章までに記載のルールに関わらず、以下の内容を原則とします。

1. 役員・委員の選出に際し、一子一員制度の対象外とします。ただし、立候補がある場合は、選出を妨げるものではありません。
2. 地区班編成について、校区外から通う児童もいる為、参加する班については保護者世帯と地域専門委員で協議の上、個別に定めるものとします。防犯パトロールなどの役割についても、保護者から地区班長への申出により、免除するものとします。

### 3.2. 杉小 P 協（杉並区立小学校 PTA 連合協議会）

- ・ 個々の PTA では解決出来ない問題を取り上げてお互いに推進力となり、必要な時は世論の喚起に努めたり、関係機関に働きかけたりしています。また、研修会・講演会等を通じて、共通理解・相互交流の場としての役目も果たしています。
  - ・ 杉並区立の小学校・養護学校が加盟しています。
  - ・ 6 つの分区に分かれており、高井戸東小学校は E 分区に所属します。
  - ・ 年度により、役員、分区長、専門委員（総務・地域・学級・広報）、監査、派遣委員などの当番にあたります。
  - ・ 高井戸東小学校からは、年度ごとに役員から選出され、登録された者が委員を務めます。なお P 協の業務においては、各専門委員長をサポートが必要な場合があり、P 協担当の役員が協力を仰ぎ進めていきます。
- ※詳細は PTA ハンドブック（杉並区教育委員会 発行）をご参照下さい。
- 杉小 P 教ハンドブック：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/chiiki/1051869.html>

### 3.3. 杉小 P 協組織運営図



※杉小P協の分区は、令和6年度に変更されました。

### 3.4. その他

#### 3.4.1. 高井戸青少年育成委員会（育成会）

育成委員会とは、青少年の健全育成を図ることを目的として設立された地域の自主的団体です。民生児童委員、保護司、青少年委員、体育指導員、地域協力者、町会、児童館、地域活動係、学校など幅広い人たちが構成されています。

主な活動... 「じゃがいもほり」「ティーボール大会」「凧作り」

#### 3.4.2. 高井戸中学校区地域教育連絡協議会（地教連）

中学校区ごとに組織され、高東小は高井戸中、高井戸小、浜田山小と連携し、地域教育の機能を高め、子供たちの「生きる力」を育む環境醸成をめざす活動をしています。

主な活動... 「高中ミニコンサート」

#### 3.4.3. 地域子育てネットワーク事業

各小学校区域を基本に、小学校・保育園・保健センター・児童館や区民などが、子供を核とした各種の取り組みを行い、子育て支援の地域のつながりをつくることを目的としています。児童館が事務局となっています。

主な活動... 「かみたかえんにち」「かみたかステージ」

#### 3.4.4. 高井戸地域区民センター協議会

杉並区からの委託を受けて、高井戸地域の豊かなまちづくりを進める目的で活動しています。

主な活動... 「ちびっこ盆踊り大会」「お祭り」

#### ※運営委員

区民センター該当小学校 5 校より当番制で 1 名ないし 2 名が運営委員となります。当番校は、高井戸二小、高井戸小、久我山小、高井戸東小、富士見ヶ丘小の順で持ち回りになります。（※任期は、10 月 1 日～翌年 10 月 31 日）高東小では、前年度の秋に運営委員を公募し、多数候補者がいた場合は話し合いで 1 名若しくは 2 名に決定します。

#### 3.4.5. 震災救援所連絡協議会

区の防災課・区民課、各町会、学校、PTA が連携して震災救援所としての設備の確認、避難訓練の実施、情報交換等を行っています。

### 3.5. 非加入・退会

PTA 問い合わせメール（[ptatakahigashi@gmail.com](mailto:ptatakahigashi@gmail.com)）を通じてご連絡をお願いいたします。

以上